

沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科 研究指導教員の変更に関する内規

研究科委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科(以下「本研究科」という。)における研究指導教員の変更に関し必要な事項を定める。

(研究科委員会)

第2条 研究科委員会(以下「委員会」という。)は以下の場合、研究指導教員の変更について審議する。

(1) 研究指導教員が定年退職等により、研究指導をおこなうことができなくなった場合。研究指導教員の定年退職等に関することは、別に定める。

(2) 学生から変更申請が提出された場合。

2 変更承認後の研究指導教員は、委員会にて定めることとする。

(学生の変更申請手続き)

第3条 学生は、特別な理由により研究指導教員の変更を希望する場合は、事前に研究科長または研究指導教員(以下「研究科長等」という。)と面談しなければならない。

2 学生は、研究科長等と面談をおこなった後に、委員会え様式1により変更を願い出ることがきる。

(変更許可)

第4条 第2条に基づく委員会の議を経て、研究科長が変更を許可する。

(変更の時期)

第5条 研究指導教員の変更の時期は、学期の始めとする。

(適宜の処置)

第6条 研究指導教員の変更に関し、この内規を適用し得ない場合は、委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附則

この内規は、平成30年2月27日から施行する。